

令和6年竹田市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和6年3月6日(水) 午後2時00分～午後3時05分

2. 場 所 竹田市役所 2階庁議室

3. 出席委員 12名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子 5番 秦 志喜男
6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男 10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀
12番 後藤 恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子、次長：堀貴美子、管理係長：渡部夕樹、農地係：河崎凌央

6. 議事

議案第15号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・7件
議案第16号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・6件
議案第17号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・40件
議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・9件
議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・1件
議案第20号 農地法第5条許可処分の取消しについて・・・・・・・・・・1件
議案第21号 非農地証明について・・・・・・・・・・4件
議案第22号 非農地証明の取消願いについて・・・・・・・・・・1件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

今から令和6年竹田市農業委員会第3回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は5番 秦志喜男委員、6番 児玉淳一委員の兩名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第4号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が5件ありましたので報告します。

なお3番の案件は、議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し合意解約するものです。

続いて報告第5号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が3件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第15号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 7件

議案第16号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 6件

議案第17号 農用地利用集積計画の承認について 40件

議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 9件

議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第20号 農地法第5条許可処分の取消しについて 1件

議案第21号 非農地証明について 4件

議案第22号 非農地証明の取消願いについて 1件

以上69案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第15号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第15号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番から3番の案件は、10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

4番、5番の案件は、5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

6番の案件は、5年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

7番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第15号について担当課から説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第15号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第16号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第16号の農用地利用集積等促進計画案は先程議案第15号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第16号の1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。
選定理由は、いずれも当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今、議案第16号について担当課による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。
議案第16号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。
よって、議案第16号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

ここで、休憩いたします。農政課の井出主幹は退席してください。ありがとうございました。
(14時06分)

議長

再開します。
(14時06分)

議長

議案第17号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。なお、議案第17号は分割して質疑、採決を行います。

議長

最初に議案第17号の19番、20番を審議します。2番 改木謙士委員は議事参与の制限により一時退席をお願いします。
議案第17号の19番、20番の説明を事務局に求めます。

事務局

19番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。
20番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。
この案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第17号の19番、20番について事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第17号の19番、20番について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって、議案第17号の19番、20番 農用地利用集積計画についてはこれを承認することに決定します。

議長

2番 改木謙士委員はご着席ください。

議長

続いて、議案第17号の1番から18番、21番から40番について説明をお願いします。

議長

最初に、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇です。1年間の賃貸借、再設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、新規設定です。労力2人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

3番の借り手は、〇〇〇〇です。6年間の使用貸借、新規設定です。労力4人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。6年間の賃貸借、再設定です。

5番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。労力3人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。3年間の使用貸借、再設定です。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

8番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

9番、10番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

11番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年10か月間の賃貸借、新規設定です。

12番の借り手は、〇〇〇〇です。1年11か月間の賃貸借、再設定です。労力1人、水稻、野菜中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

13番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

14番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

15番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

16番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

17番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

18番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

21番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。6年間の賃貸借、再設定です。

22番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

23番、24番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。2年間の賃貸借、再設定です。

25番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。2年間の賃貸借、新規設定です。

26番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。6年間の賃貸借、新規設定です。

27番の借り手は、〇〇〇〇です。4年10か月間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

28番、29番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。2年1か月間の賃貸借、新規設定です。

30番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

31番、32番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。2年1か月間の賃貸借、新規設定です。

33番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

34番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。2年9か月間の賃貸借、再設定です。

35番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

36番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

37番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、新設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

38番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

39番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

40番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第17号の1番から18番、21番から40番について事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

議長

では私から9番、10番の借り手の人は高齢ですが自分で耕作するのですか。

事務局

8番と関連があります。お互い家の近くで作りたいとのことで土地を交換するような形になっています。

議長

他にありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第17号の1番から18番、21番から40番について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号の1番から18番、21番から40番 農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第18号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字中字下早水〇〇〇〇畑1筆 面積1,477平方メートルを所有権移転するものです。新規就農です。譲受人の経営規模は

1, 477平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第18号の1番の調査報告をいたします。本件は昨年7月空き家バンクで家を購入し移住されました。申請農地は宅地の裏側にあり宅地を通らないと畑に行けないことから贈与されるものです。

譲受人の労力は1人です。農機具はありません。成木のカボスが数本栽培されており自家消費にあてるとのことです。果樹栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第18号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字平田字河井迫〇〇〇 田1筆 面積1,433平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、10,626.38平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第18号の2番の調査報告をいたします。本件は親族間の贈与による所有権移転です。譲渡人が遠方に住んでいるため耕作管理を本家の譲受人に委託していましたが今回所有権移転し農地の保全をするものです。譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第18号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字門田字柿瀬〇〇

〇〇 田1筆 面積1, 191平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、16, 347.16平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員が欠席のため事務局に調査報告をお願いします。

事務局

18号の3番は本郷敦子委員の案件ですが本日は欠席です。確認報告書を預かっていますので読み上げて報告します。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台所有しており、稲作、しいたけ中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。以上報告いたします。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第18号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字上坂田字上坂田津留〇〇〇〇 外1筆 田1筆畑1筆 合計面積2, 883平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、16, 749.91平方メートルです。

議長

委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第18号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台、その他はシイタケの乾燥機を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第18号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇・〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字城原字印重寺〇〇〇〇 田1筆 面積641平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、30, 989平方メートルです。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第18号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は4人です。農機具は、トラクター1台・田植機1台・草刈り機1台所有しており、稲作・カボス中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第18号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字下坂田字小畑〇〇〇 田1筆 面積1,623平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、21,399平方メートルです。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第18号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・草刈り機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第18号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字長小野〇〇〇〇 田1筆 面積1,802平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、26,748平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第18号の7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター5台・飼料用作物の収穫までの機械一式所有しており、畜産中心で成牛が70頭ほどの農家で農地全部の効率的な利用と農作業常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第18号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字原田〇〇〇〇 田1筆 面積4,299平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、65,572平方メートルです。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

議案第18号の8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は6人です。農機具は、トラクター2台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・野菜、トマト・いちご中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第18号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字井ノ瀬〇〇〇〇 外1筆 田2筆 面積2,899平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、22,277平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第18号の9番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・コン

バイン共同2台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第18号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。
7番の人は認定農業者になっていないが申請したほうがいいのか。

3番 猪九州男委員

お父さんがなっていると思います。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第18号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第19号の1番の案件は、申請地 竹田市大字玉来字綿内〇〇〇〇 外1筆 面積499平方メートルの畑です。この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は一般住宅です。転用者は借家に住んでいますが、持ち家を考え住宅建築を計画したものです。排水については道路側溝へ流す計画で建設課と協議しています。工事期間は令和6年3月30日から令和6年12月1日までを予定しております。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

委員

議案第19号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第19号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第19号について許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第20号 農地法第5条申請書の取消願いについて1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第20号の1番の案件は、平成30年11月7日に農地法第5条により県知事許可がされましたが今回令和6年2月13日に取消願いが提出されたものです。取消理由は、譲受人は借家住まいで持ち家を考え住宅建築を計画しましたが契約がうまくいかず計画を断念したためです。水道設備を設置する際に水を引くことができず計画を断念したとのことです。工事が完了した際には完了報告書の提出が必要であるのに未提出であったため連絡をとったところ住宅を建築しておらず今回取消願いが提出されました。所有権移転登記はされていません。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

委員

議案第20号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、麦が植わっており農地のままであり問題あ

りません。

議長

只今、議案第20号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。
これは許可からかなり年数がたっているが完成報告書が出てこない場合、その催促はどうしているのですか。

事務局

完了報告は3ヶ月後や1年で完了したときに出していただくようになっています。今回は県の調査があり航空写真や現地の確認をしたところ建築していなかったということが分かりました。今後は完了報告未提出の場合は定期的に確認を取っていきたいと思っています。

議長

他にないですか。はい、どうぞ。

7番 坂本大蔵委員

普通は売買契約を結んでから5条申請を出すはずですが、この方は売買契約を結ばずに5条申請を出したということでしょうか。

事務局

契約がうまくいかず断念したと聞いています。

7番 坂本大蔵委員

土地の売買契約の書類は必要ないのですか。

事務局

土地の売買契約書は添付していません。

11番 工藤明秀委員

こういう案件はあり得ますので担当の農業委員が通ったりするときに確認をすることを習慣づけるといいと思います。私はこれまで5条申請が出たところは何ヶ月後かに行ってみて造成されたかの記録活動をしています。事務局は全部を現地に行つて確認することは難しいので担当の農業委員さんが確認を習慣づけることが大事だとこの案件に行つてみて感じました。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第20号について許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第21号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第21号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字三宅字真菰浦〇〇〇〇外4筆 登記地目 田3筆畑2筆 合計面積1,076平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡兄が耕作していたが獣害被害がひどいため平成14年頃から農地の管理ができなくなり現況は山林、原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林、原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第21号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地 竹田市大字植木字千把〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積330平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は周囲が山に囲まれた農地であり平成5年頃スギを植林し現況は山林になっています。始末書が添付されています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて周囲も山林であり農地への復旧が困難と思われれます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第21号の3番の案件は、申請者 持分2分の1〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字川床水尻〇〇〇〇外2筆 登記地目 田3筆 合計面積1,797平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は農地として管理ができなくなり昭和30年頃から山林化しており現況は山林となっております。始末書が添付されています。なお、大分県の現況証明書、非農証明書発行基準要領によって共有地の場合は証明願に所有者全員の連署は要せず、いずれか1名の所有者のみでも証明書の交付を受けられるものとなっております。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われれます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第6号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市久住町大字白丹字下向〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積1,402平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、平成21年2月2日指令豊局農振第4号ー20で転用許可を受け目的どおりに転用され非農地化しているが地目変更登記をしておらず現況は山林となっております。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われれます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第21号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第21号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。
よって、議案第21号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第22号 非農地証明の取消願いについて1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第22号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地竹田市久住町大字久住字高鼻〇〇〇〇 畑1,000㎡は令和5年7月6日開催の竹田市農業委員会第7回総会、議案第50号3番において非農地として承認されましたが、後日申請者から許可された地番、竹田市久住町大字久住字高鼻〇〇〇〇と、その隣の竹田市久住町大字久住字高鼻〇〇〇〇を取り違えていたとの申し出により調査したところ、地番錯誤が判明したものです。法務局の公図と航空写真をご覧いただくと申請者は航空写真の位置に〇〇〇〇があると思い非農地申請し承認され登記申請をしようとしたのですが、その際公図の〇〇〇〇の位置が正しいことがわかり今回の取消願いをしたものです。法務局の公図の方が正しいのですが、申請者は航空写真を見て申請をしてしまったということです。事務局も航空写真の〇〇〇〇の位置で非農地判断をしてしまいました。今後は今回のようなことがないように公図、航空写真等で慎重に確認を行っていきたいと思います。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

現地確認の結果、許可された地番、竹田市久住町大字久住字高鼻〇〇〇〇は農地であり非農地証明の取消をすることに問題ありません。

議長

完全に農地ということですよね。単純に申請の土地の確認を怠ったということかな。

事務局

本人も誤って申請をしてきて、こちらも確認が足りなかったということです。

議長

只今、議案第22号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第22号について許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第22号 非農地証明の取消願いについてはこれを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年竹田市農業委員会第3回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時05分)

令和6年3月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....